

札幌芸術の森(公益財団法人札幌市芸術文化財団)契約職員募集案内

札幌芸術の森(公益財団法人札幌市芸術文化財団)では、版画工房の仕事に従事する契約職員を募集いたします。

募集の内容については下記のとおりです。

1 採用予定人数

1名

2 募集職種および勤務場所

契約職員(一般職・技能/版画工房管理担当)

勤務場所:札幌芸術の森創作普及課(公益財団法人札幌市芸術文化財団 芸術の森事業部)

3 仕事の内容

- (1) 札幌芸術の森 版画工房の工房管理、版画工房の利用者対応
- (2) 版画講習会の指導補助
- (3) 札幌芸術の森の運営業務に必要な業務

4 応募資格

次の要件を満たす方

- (1) 学校教育法による高等学校卒業以上の方
- (2) 令和6年2月から勤務可能な方※勤務開始日については応相談
- (3) 版画に関する知識と経験のある方
(用意いただけるようでしたらポートフォリオも提出ください。
※返却を希望される方は、郵送料分の切手を貼った返送用の封筒を同封してください。)
- (4) 芸術の森の事業に関心があり、一般事務処理、基本的なパソコン操作ができる方
- (5) 次のいずれかに該当する方は応募できません。
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・ 日本の国籍を有しない方で、就職を制限されている在留資格の方

5 選考の方法及び内容

(1) 書類による選考

①選考方法—履歴書、及び実務経歴書提出による書類選考

市販の履歴書(A3見開きサイズ、JIS規格)に必要事項を本人が記入し、写真を添付して申し込んでください。

※「6 履歴書記入上の注意事項」を参照してください。

記載事項に不備があった場合、受付できないことがあります。

また、提出された履歴書は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

- ・実務経歴書(必須)は、自由(プリンター出力可)形式です。
- ・制作活動実績のある方は、ポートフォリオも併せて提出ください。

②受付期間

応募締切: 令和6年1月31日(水)必着

※応募者から合格者がいなかった場合、継続募集。

③提出先

〒005-0864

札幌市南区芸術の森2丁目75番地 クラフト工房

札幌芸術の森 創作普及課工房係 契約職員(版画工房)募集 係

※封筒表面に差出人の郵便番号、住所、氏名を明記し、必ず郵便で送付してください。

郵送以外では受付いたしません。

④合否の通知

応募者全員に対して郵送にて行います。

応募後、2週間以内にご連絡いたします。

(2) 第2次選考(面接による選考)

書類による選考通過者についてのみ実施します。

個別面接により、主として人物評価をします。

①面接日

面接の時間等の詳細については、書類審査合格者に別途電話にて連絡いたします。

②合格通知

合格者については、面接後に直接電話連絡いたします。不合格の場合は、面接後、1週間以内に郵送で結果を通知いたします。

6 履歴書記入上の注意事項

- ・必ず本人が記入してください。
- ・黒インクまたは黒ボールペンを用い、楷書で丁寧に記載してください。数字は、氏名などの固有名詞を除き、算用数字で記入してください。
- ・氏名、生年月日は、戸籍に記載されているとおりに正しく記入してください。
- ・現住所は、マンション・アパート名も略さず記入してください。
- ・現住所以外の連絡先には、会社、学校、実家など現住所以外で本人に連絡できる場所等を記入してください。
- ・職歴欄には在学中や短期間のアルバイト、パートなどは含めないでください。
- ・志望の動機、目的、特技など具体的に詳しく記入してください。

7 勤務条件

(1) 雇用契約期間

令和5年度中に勤務開始の場合：採用日から令和6年3月31日まで

※契約は、令和5年度末までとし、次回は試用期間(雇用開始から6か月間)終了日まで。

令和6年度から勤務開始の場合：採用日から試用期間(雇用開始から6か月間)終了日まで。

業務の内容、勤務成績により、契約を更新する場合があります(最長5年間を限度)。

ただし、これは必ずしも保障されるものではありません。

(2) 給与

財団の規定により、給与および諸手当(通勤手当、時間外勤務手当等)を支給します。

月額 160,989円(地域手当3%を含む。勤務成績による昇給制度あり)

※令和5年12月末現在

(3) 勤務時間

勤務時間：1日あたり7時間45分(週38時間45分)

就業時間：午前9時15分から午後5時45分まで(休憩時間45分)

※ただし、施設の勤務形態に応じて変更する場合があります。

(4) 休日・休暇

・週休2日制(ただし、土曜日・日曜日が休日になるとは限りません。)

・国民の祝日に関する法律に規定する休日に相当する日数で別に定める日

・年末年始

・年次有給休暇(財団規定による)

この他に、財団の規程により、忌引休暇、生理休暇等があります。

(5) 社会保険等

健康保険(政府管掌)、厚生年金、雇用保険等

(6) 受動喫煙防止措置

施設内禁煙(園屋外に指定された喫煙場所あり)

8 その他

・応募資格及び選考の具体的内容に関するお問い合わせについては回答できませんので、ご了承ください。

・個人情報については、財団の個人情報の保護に関する規定に基づき、採用関係以外での使用はいたしません。

<お申込・お問合せ先>

〒005-0864

札幌市南区芸術の森2丁目75番地 クラフト工房

札幌芸術の森創作普及課工房係 契約職員(版画工房)採用担当

電話:011-592-4122 FAX:011-591-0094

(休園日を除く、10:00~17:00まで)